平成27年第3回白馬村議会臨時会

- 1. 日 時 平成27年4月23日 午後10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第	1	番	加	藤	亮	輔	第	7	番	篠	﨑	久美子	
第	2	番	津	滝	俊	幸	第	8	番	太	田		修
第	3	番	松	本	喜身	人身	第	9	番	田	中	榮	_
第	4	番	伊	藤	まり	ゆみ	第	1 0	番	太	谷	正	治
第	5	番	太	田	正	治	第	1 1	番	北	澤	禎_	二郎
第	6	番	太	田	伸	子	第	1 2	番	横	田	孝	穗

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村			長	下	Ш	正	剛	副	木	寸	長	太	田	文	敏
教	育	Ĩ	長	横	Ш	宗	幸	総	務	課	長	吉	田	久	夫
税	務	課	長	並	林		豊	観	光	課	長	篠	崎	孔	_
教育	課長兼に	スポーツ	課長	松	澤	忠	明	会	計管理	者・	室長	窪	田	高	枝
農	政	課	長	横	Щ	秋	_	健	康 福	祉 課	長	太	田	洋	_
建	設	課	長	山	岸	茂	幸	住	民	課	長	矢	口	俊	樹
総務	課長補煙	生兼総務	孫長	田	中	克	俊		然課長補 食地域高		紙	松	澤	孝	行

上下水道係長 横山廣毅

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 横川辰彦

1 開会宣告

議長(横田孝穂) おはようございます。ただいまの出席議員は12名全員です。これより平成27年第3回白馬村議会臨時会を開会いたします。

2 議事日程の報告

議長(横田孝穂)ただちに本日の会議を開きます。酒井上下水道課長が所用により欠席のため、 横山上下水道係長が出席しておりますので報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります資料のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(横田孝穂)日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により第9番 田中榮一議員 第10番 太谷正治議員 第 11番 北澤 禎二郎議員 以上3名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(横田孝穂)日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日、1日限りの1日間といたしたいと思いますが、本日1日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日限りの1日間と決 定いたしました。

日程第3 村長あいさつ

議長(横田孝穗)日程第3 村長より招集のあいさつを求めます。下川村長。

村長(下川正剛)平成27年第3回白馬村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員全員の ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

白馬の里にも、こぶしの花がほころび、ようやく吹く風が柔らかな季節となりました。また、村内ではゴールデンウィークを迎えるにあたり、自然の中で大切に育まれている貴重な自然環境といった地域資源を、多くの村民の皆様や観光客の皆様に楽しんでいただくことを願うものであります。

さて、地方創生元年を迎え、全国の自治体に衝撃を与えた「増田レポート」では、今の自治体のおよそ半分の896の自治体が消滅可能性都市とされました。それを受け本格的に地方創生の取り組みがはじまることとなり、全ての自治体が中長期的な視点で自治体運営をしていかなくてはいけない時代を迎えております。

本村では、本年度において「白馬村第5次総合計画」の策定年にあたり、国が示している 地方創生の総合戦略についても、全自治体で取り組むこととなり、本村でも総合計画と同時 並行で作業を進める体制を整えているところであります。 この2つの計画が重なる本年度は、村としても大きな節目と捉えておりますので、多くの 皆様から知恵やご提言をいただき、新たな総合計画の基本理念を構築するとともに力強く前 進するため、議員各位、並びに村民の皆様の御理解と御協力を切にお願いを申し上げます。

本臨時会では、契約案件2件で災害関連工事請負契約の締結に当たり、議会の議決をお願いするものです。その他に、報告案件1件でありますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、まもなく任期後半を迎えられますが、村民の代表として、魅力と活力のある白馬村の発展と創造に向け、今後とも一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。そして本臨時会の開会にあたりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議長(横田孝穂) これより、報告事項にはいります。

なお、本臨時会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと、定められておりますので、申し添えます。

日程第4 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長(横田孝穂)日程第4 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫)報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりをください。今回9件についての損害賠償額の決定で、その内容でございますが、専決第11号は平成27年3月1日の午後9時頃、白馬村大字北城3020番地49付近の村道0105号線において、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が時速40キロで走行中、本村が管理する道路の路面の穴に右側前後輪を落とし、右側前後輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものであります。村は損害賠償請求者に対して道路管理者としての過失割合を50パーセントとした示談により、車両の修理代金21,762円を賠償したものであります。

おめくりいただき、専決第12号は平成27年2月5日の午後8時30分頃、白馬村大字神城11290番地付近の村道3149号線において、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が時速40キロで走行中、本村が管理をする道路の路面の穴に左側後輪を落とし、左側後輪のタイヤ及びホイールを損傷させたもの、村は損害賠償請求者に対して道路管理者としての過失割合を80パーセントとした示談により、車両の修理代金23,103円を賠償したものであります。

専決第13号は平成27年2月6日午前7時頃、白馬村大字神城11632番地5付近の 村道1082号線上において、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が時速30キロで 走行中、本村が管理する道路の路面の穴に左側後輪を落とし、左側後輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものであります。村は損害賠償請求者に対して道路管理者としての過失割合を50パーセントとした示談により、車両の修理代金17,680円を賠償したものです。おめくりをいただき、専決第14号は平成27年2月17日午後8時頃、白馬村大字北城9549番地17付近の村道0105号線において、損害賠償請求者が所有し運転する乗用車が時速40キロで走行中、本村が管理する道路の路面の穴に右側前輪を落とし、右側前輪のタイヤを損傷させたものであります。村は損害賠償請求者に対して道路管理者としての過失割合を50パーセントとした示談により、車両の修理代金7,560円を賠償したものです

専決第15号は平成27年2月16日午後4時30分頃、白馬村大字北城9549番地17付近の村道0105号線において、損害賠償請求者が所有し運転する乗用車が走行中に、本村が管理する道路の路面の穴に右側前輪を落とし、右側前輪のタイヤを損傷させたものであります。村は損害賠償請求者に対して道路管理者としての過失割合を50パーセントとした示談により、車両の修理代金6,750円を賠償したものです。

おめくりいただき、専決第16号は平成27年2月16日午後7時頃、白馬村大字北城9549番地17付近の村道0105号線において、損害賠償請求者が所有し運転する乗用車が時速40キロで走行中、本村が管理する道路の路面の穴に左側前輪を落とし、左側前輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。村は損害賠償請求者に対して道路管理者としての過失割合を50パーセントとした示談により、車両の修理代金46,440円を賠償したものです。

専決第17号は平成27年2月19日午後10時頃、白馬村大字北城13730番地付近の村道0206号線において、損害賠償請求者が所有しその子が運転する軽乗用車が走行中、本村が管理する道路の路面の穴に右側前輪を落とし、右側前輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。村は損害賠償請求者に対して道路管理者としての過失割合を50パーセントとした示談により、車両の修理代金22,500円を賠償したものです。

おめくりいただき、専決第18号は平成27年2月12日午後4時50分頃、白馬村大字 北城9549番地17付近の村道0105号線において、損害賠償請求者が所有し運転する 軽乗用車が時速40キロで走行中、本村が管理する道路の路面の穴に右側前輪を落とし、右 側前輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。村は損害賠償請求者に対して道路管理 者としての過失割合を50パーセントとした示談により、車両の修理代金4,968円を賠 償したものでございます。

専決第19号は平成27年2月11日午前7時30分頃、白馬村大字神城11632番地5付近の村道1082号線において、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が時速50キロで走行中、本村が管理する道路の路面の穴に左側前後輪を落とし、左側前後輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものであります。村は損害賠償請求者に対して道路管理者としての過失割合を50パーセントとした示談により、車両の修理代金62,100円を賠償したものでございます。

説明は以上でございます。

議長(横田孝穂)説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件は、報告事項ですので、以上で、日程第4 報告第5号は終了いたします。以上をもちまして報告事項は終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

日程第5 議案第35号 工事請負契約の締結について

議長 (横田孝穂) お諮り致します。

日程第5 議案第35号及び日程第6 議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は、起立によって行います。

日程第5 議案第35号及び 日程第6 議案第36号は、会議規則第39条第 3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

議長(横田孝穂)起立全員です。よって、議案第35号及び議案第36号の委員会付 託を省略する件は可決されました。

したがって委員会付託を省略し、質疑・討論・採決をすることにいたしました。 日程第5 議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。 説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長(山岸茂幸)議案第35号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の 議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議 決を求めるものです。

- 1. 契約の目的 平成26年度公共災害道路災害復旧工事
 - (村道1082号線 三日市場5)
- 2. 契約金額 81,000,000円
- 3. 契約の相手方 白馬村大字神城6848番地5

姫川建設株式会社

代表取締役 西沢 信男

でございます。本件は平成26年度から繰越した予算で執行いたします長野県神城断層地震 で被災しました村道の災害復旧に関わる工事の請負契約議案でございます。

村内に本社を持ち特定建設業の許可を有し、舗装の経営事項審査点数700点以上の者で本村に指名願いを提出している5社を指名し、今月15日に入札を行いました。入札は株式会社大糸、姫川建設株式会社、株式会社宮尾建設、株式会社白馬三津野、株式会社落田の5社により実施しましたところ姫川建設株式会社がご覧の金額で落札したものです。

以上で、説明を終わります。

議長(横田孝穂)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂)「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂)「討論なし」と認め、討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第35号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方の 起立を求めます。

(起 立 全 員)

議長 (横田孝穂) 起立全員です。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について

- **議長(横田孝穂)**日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。 説明を求めます。横山上下水道係長。
- 上下水道係長(横山廣毅)議案第36号 工事請負契約の締結につきましてご説明いたします。 次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の 議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議 決を求めるものです。
 - 1. 契約の目的 平成26年度 長野県神城断層地震に伴う 白馬村公共下水道 災害復旧工事
 - 2. 契約金額、 88, 560, 000円
 - 3. 契約の相手方 白馬村大字北城6029番地

株式会社 白馬三津野

代表取締役 松澤 秀明

でございます。

なお、本件につきましては工事の箇所といたしまして大出地区。入札は4月7日に実施いたしております。説明は以上でございます。

議長(横田孝穂)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂)「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂)「討論なし」と認め、討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第36号 工事請負契約の締結について、は原案のとおり決定することに賛成の方の 起立を求めます。

(起 立 全 員)

議長 (横田孝穂) 起立全員です。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付された議事日程は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成27年 第3回 白馬村議会臨時会を閉会といたします。大変、ご苦労さまでした。

以上、会議の顛末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員